

消費者教育推進法等について

■ 1. 消費者教育の推進に関する法律について

(1) 法律の概要（平成24年12月13日施行）

○別添資料参照

(2) 自治体の消費者教育推進体制に係る努力規定

①消費者教育推進計画の策定（10条）

- ・国の基本方針を踏まえたものとする。
- ・消費者や関係者の意見を反映させる。地域協議会がある時はその意見を聞く。
- ・計画に基づく施策実施状況の調査・分析・評価を行う。

②消費者教育推進地域協議会の設置（20条）

- ・消費者教育の総合的・体系的・効果的推進に関する調整の場。
- ・構成員は消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県の関係機関等

(3) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）

○別添資料参照

■ 2. 本県における消費者教育関係規定等について

○島根県消費生活条例 第3章 啓発活動及び消費者教育の推進等

（啓発活動及び教育の推進）

第24条 県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場及びあらゆる機会を通じて消費生活に関する教育を充実するための必要な施策を講ずるものとする。

○島根県消費者基本計画（第三期）

第2節 消費者の自立を促進するための施策（民間の役割等に対する支援）

第1項 消費者へのアプローチ （1）教育機会の提供

県民の間に、消費者被害をみんなで防止し、また自分や周囲の人が被害を受けた時に適切な対応をするための心構えを醸成する上で、教育啓発活動は重要です。

県は、「県民の問題意識を喚起する普及教育」を意識し、学校教育、社会教育及び家庭教育を通じて消費者問題に関する様々な教育機会を提供して、効果的な普及啓発活動に努めます。（事務事業9本）